

各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
放送大学長 殿
各大学共同利用機関長

文化庁次長
林田英樹

大学等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（通知）

社会の情報化に対応し、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）には多くのコンピュータが導入されており、コンピュータ・プログラムの著作権の適切な保護については、近年ますますその重要性が各方面から指摘されるようになってきているとともに、国際的にも重要な課題の一つとなっております。

いうまでもなく、コンピュータ・プログラムは、コンピュータに各種の機能を果たさせるために不可欠の高い価値を持った知的創作物であり、著作権法上の著作物として保護されるものであります。コンピュータ・プログラムの開発には多数の人間の高度な創作活動が必要であり、このような開発意欲を高め創作活動の促進を図るためには、著作権侵害を排し、著作者の経済的・人格的利益を適切に確保しなければなりません。

つきましては、各大学等におかれては、これまでもコンピュータ・プログラムの適正な管理に努めておられることと存じますが、下記事項に留意の上、その周知徹底を図られるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 コンピュータ・プログラムの著作物（以下「プログラム」という。）の開発、流通、利用に際し、他人の作成したプログラムの複製、翻案等の利用をする場合には、原則として、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第63条）。
- 2 プログラムの複製物の所有者は、当該プログラムの滅失毀損に備えてバックアップコピーを作成すること、特定のコンピュータで利用し得るようにするためプログラムを修正することなど、自ら当該プログラムをコンピュータで利用するために必要と認められる限度において、著作権者の許諾を得ることなく、当該プログラムの複製又は翻案をすることができる（著作権法第47条の2第1項）。
しかし、プログラムを複数のフロッピーディスク等へ複製すること（ネットワーク（LAN（Local Area Network））で転送して複製する場合も含む。以下同じ。）は、この規定により許容されるものではなく、著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 公表された著作物の引用は一定の条件の下に許容されているが、他人の作成したプログラムの一部を自己の作成するプログラムに複製することは、引用とは解されず、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第32条第1項）。
- 4 学校その他の教育機関における著作物の複製は一定の条件の下に許容されているが、著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでないとしており、複数台のコンピュータにおいて利用するために、プログラムを複数のフロッピーディスク等へ複製することは、著作権者の利益を不当に害するものと解されるため、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第35条）。
- 5 他人が違法に複製したプログラムであると知りつつ、その複製物を大学等において使用する行為は、プログラムの著作権を侵害する行為とみなされる（著作権法第113条第2項）。